

亀山市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 1 7 号

亀山市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

亀山市保育の利用に関する規則（平成 2 7 年亀山市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「支給認定番号」を「支給認定証番号」に、「既に支給認定」を「既に教育・保育給付認定」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。